

い環境整備に努め、北宇和病院や町のホームページでの医師募集や最優先での知事陳情を行うなど、なお一層、医師の安定招聘に努めていきたい。

今後、当地域は高齢化が進み、圏域住民の方々の北宇和病院への期待は、ますます高まるものと思われる。このため北宇和病院では、患者の療養期に対応するため、引き続き療養病棟を堅持し、回復期には北宇和訪問看護ステーション等を中心として高齢者の状態に則した適切な医療サービスを提供することが重要と考えている。

また、北宇和病院が中心的医療機関としての役割を果たすことにより訪問看護サービス事業等との連携を進め、在宅医療の充実を図り、高齢者の生活を支援する病院を目指していきたい。

【町内の小学校及び保育所の夏、冬対策について】

問 小学校の空調設備および夏・冬の気温の変化への対応、体調管理について

答 現在の空調設備設置状況は、小学校6校119教室のうち、すべての小学校の特別教室9室と全小学校の職員室、校長室、保健室の計18室に設置しており、設置率は19・7％である。

本町の過去の気温履歴を調査すると、近永地区における昭和55年から64年までの10年間の7月の最高気温の平均は32・6度であったが、平成17年から26年までの10年間については35・0度となっており、2・4度上昇している。

冬場の気温については、平均気温・最低気温ともに顕著な差異は認められない。

夏場の熱中症対策としては、保護者の協力を得て、自宅より水筒を持参させ、こまめな水分補給を実施している。また、暑さに応じて、体育の授業中に休憩をとったり、体育授業そのものを朝の早い時間帯に設定するなどの対策をとっている。また、学校によっては、夏場に教室の窓を一時撤去したり、扇風機で対応するなどしている。

次に、冬季の風邪等の対策については、近年最も注意しなければならぬのがインフルエンザ対策であり、全小学校において、手洗い・うがい・必要時のマスクの着用などを徹底している。

問 保育所の空調設備および夏・冬の気温の変化への対応、体調管理について

答 乳幼児は、体温調節機能が未熟なため、本町では、町内各保育所のすべての保育室に空調設備を設置しており、夏場の熱中症対策や冬場の風邪対策等に有効活用している。

夏・冬の気温変化の対処方法については、室内の温度調節を行うため、設置している空調機器や床暖房を適宜活用するとともに、備え付けの扇風機や新たに購入した空気清浄機なども併用しながら、子どもたちの活動や年齢に応じて、その都度対処しているところである。

体調管理については、子どもの健康状態を観察するため、登所時に保護者から子どもの体調について問診を行いながら、顔色、皮膚の異常について確認するなど、児童の健康状態の把握、登退所時の保護者との引き継ぎ、健康状態の観察および個別検査の結果の記録や嘱託医のアドバイスを参考にしながら、子どもの体調管理に努めている。

録や嘱託医のアドバイスを参考にしながら、子どもの体調管理に努めている。

【当町の空き家対策について】
問 町内の空き家率、倒壊の恐れのある建物対策および所有者不明住宅数等について

答 現在は、産業課農業支援センターにおいて移住者用として10軒程度のリストアップをしている程度であり、全町的な調査等は行っていない。したがって、「空き家率」、「倒壊の恐れのある建物対策」、「所有者不明住宅数」等について具体的にお答えできないのが現状である。

いずれにしても、このまま放置できる問題ではないため、町内の空き家の実態把握を含め、具体的に総合的な対応ができるよう検討していきたい。

◆渡邊 眞次 議員

【鬼北町の農業政策について】

問 米の原価割れの現状をどのように考えているのか。

答 平成26年産米の価格が大きく値下がりした原因については、一昨年、昨年と農家から集荷した米を生産者団体、卸売業者等が市場への供給を抑え大量の在庫を抱えていたものを、26年産米の生産量に加えて市場に供給したため価格の暴落を生んだとされている。また、農協を通さない米の流通の増大も供給過剰の一因となっている。

主食である米の値段が下がることは、消費者にとっては一面喜ばしいことではあるが、米を主産業とする農業依存度の高い当町の農家にとっては、再生産可能なコストを下回っており、死活

問題であると捉えている。

当町としては、不安を抱える米集約的農家に対しては、米の収穫後、比較的軽い労働力で対応できる冬野菜の作付けなどによる複合経営を促進するほか、高齢者や零細農家には軽量野菜や直売所の活用などにより、少しでも所得の向上確保を図っていかたいと考えている。そのほか、機械・施設への過剰投資を節減するため、農業公社や農林公社での受託を推進していきたい。

また、農業協同組合と連携し、育苗時から収穫時まで一貫して安心安全な米づくりに取り組み、高価格で取引できる米の生産に向けて努めてまいりたい。

【鬼北町の過疎対策について】
問 空地や休耕田の管理をどのように考えているのか。

答 当町の休耕田等の農地については、「多面的機能支払交付金制度」の活用をしている地区が21地区、「中山間地域等直接支払交付金制度」を活用している地区が23地区であり、それぞれの地域で、地区ぐるみで休耕田に限らず耕作放棄地等の管理、保全をしているところである。

また、空き地が雑種地や宅地の場合、現行の法律のもとでは、あくまでも土地所有者が自ら管理するか、土地所有者の同意を得て、行政なり近隣住民や地元自治会等が対応するしかない。空き家対策と同様に、景観対策・防犯対策等の観点からも看過できない問題を含んでいるとは認識しているが、行政が主体的に取り組むべきかどうかについては疑問が残るところであり、まずは所有者が責任を持って対処してい